. 11117	11.1	<b>于</b> 久													
整理番号		集 6-1	経営管理	理権の設定を受ける (乙)	5市町村	(名	称)	亀山市長	櫻井	義之	(所在地)	亀山市本丸町577番地			
番号	7	朱 0-1	経営管理	理権を設定する森林 所有者(甲)	木の森林	(氏名又	.は名称)				(住所又は所在地)				
			乙が経	営管理権の設定	を受ける	森林(A)							木材の販売による収益	乙が甲に金	
番号		所在	地番	林小班	地目	面積	į(ha)	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の 存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容	から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	銭を支払うべき時期、	備考
1	1	亀山市加太中在家大木原	7816	2030-7-1~6	山林	3.0221	4.62	スギ・ヒノキ	98			乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、亀山市	経営管理権に基づき乙 が経営管理を行うために		経営管理 権の設定
2	1	亀山市加太中在家大木原	7779-4	2037-7-11	山林	0.1732	0.28	ヒノキ	46	公告日から	20年 令和27年3月31日	森林整備計画に基づき、存 続期間中に、間伐を1回以 上実施する。ただし、経営管	要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の	の支払いは行わない。	添図面のと
3	1	亀山市加太中在家大木原	7779–5	2037-)-11	山林	0.0338	0.26	レノイ	40			上美施する。7272し、経営官  理実施権が設定される場合  は、経営管理実施権者が提	よる収益は乙のものとす	ただし、経営 管理実施権が 設定された場	あり。
4								以	下	余白		一は、経古管理失応権管が促 示した企画提案書に基づい て、森林整備を行うものとす	ただし、経営管理実施 権が設定された場合、経	合は、木材の	
5												る。 こは、市有林と同程度の	営管理実施権者が経営 管理実施権配分計画に	確定後、経営 管理実施権者	
6												回数、林道等から目視に よって判断できる限りで気象	添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。	て速やかに支	
7												害等の確認を行う。ただし、 経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権		払いを行うも のとする。	
8												る場合は、性音管性失態性 者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地	控除した額が経営管理実		
9												の状態をよく把握検討した 上で、水源涵養・山腹崩壊	た甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とす		
10												等の災害リスクや生物多様 性に配慮しながら実施する	る。		
11												ものとする。			
12															
13							i I I I								
14															
15															

		乙が経	営管理権の設定で	を受ける	森林(A)				経営管理権	を設定する森林の甲以外の	 D権原者		
番号	所在	地番	林小班	地目	面積	(ha)	現況樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1			以下	<b>全</b>									
2				/J \ L	1								
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
	画に同意する。 権利の設定を受ける	る市町村	(乙)				住 所 氏 名		亀山市本丸町577番地 亀山市長 櫻井 義之				

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

(1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

住 所 氏 名

- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林 所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

1 11217.	川尹垻														
整理番号	集	6-2	経営管理	里権の設定を受ける (乙)	る市町村	(名	称)	亀山市長	櫻井	義之	(所在地)	亀山市本丸町577番地			
番号	未	0-2	経営管理	里権を設定する森村 所有者(甲)	林の森林	(氏名又	.は名称)				(住所又は所在地)				
	•		乙が経り	営管理権の設定	を受ける	森林(A)							木材の販売による収益	フが田に会	
番号	Ē	听在	地番	林小班	地目	面積	į(ha)	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の 存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容	から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	びき時期、	備考
1	亀山市加	太中在家割谷	8259	2031-7-12	保安林	2.8026	5.69	ヒノキ	78	ひ生口から	20年	乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、亀山市	経営管理権に基づき乙 が経営管理を行うために		経営管理 権の設定
2	亀山市加	太中在家割谷	8258-2	2031-7-12	保安林	0.9586	5.09	L/+	/8	公告日から	令和27年3月31日	森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以	要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の	の支払いは行わない。	添図面のと
3						L L	】 】下:	余白				上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提	よる収益は乙のものとす	ただし、経営 管理実施権が 設定された場	おり。
4					L		<u> </u>					一点、柱蓋目埋失心権有が捉 示した企画提案書に基づい て、森林整備を行うものとす	ただし、経営管理実施	合は、木材の 販売収入額が	
5												る。  乙は、市有林と同程度の	営管理実施権者が経営 管理実施権配分計画に	確定後、経営 管理実施権者	
6												回数、林道等から目視に よって判断できる限りで気象	添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。	て速やかに支	
7												害等の確認を行う。ただし、 経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権		払いを行うも のとする。	
8												者が確認を行うものとする。	控除した額が経営管理実		
9												の状態をよく把握検討した 上で、水源涵養・山腹崩壊	た甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とす		
10												等の災害リスクや生物多様  性に配慮しながら実施する	<b>a</b> .		
11												ものとする。			
12															
13															
14															
15															

		乙が経	営管理権の設定を	を受ける	森林(A)				経営管理権		 D権原者		
番号	所在	地番	林小班	地目	面積	(ha)	現況樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1					以	下余	Á						
2						1 /2/							
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
	画に同意する。 権利の設定を受ける	5市町村	(Z)				住 所 氏 名		亀山市本丸町577番地 亀山市長 櫻井 義之				
	権利を設定する森林	木の森林	所有者(甲)				住 所						

(1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林 所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

. 11117	川尹久													
整理番号	集 6-3	経営管	理権の設定を受ける (乙)	る市町村	(名	称)	亀山市長	櫻井	義之	(所在地)	亀山市本丸町577番地			
番号	. 集 0 <sup>-3</sup>	経営管	理権を設定する森村 所有者(甲)	木の森林	(氏名又	.は名称)				(住所又は所在地)				
	•	乙が経	営管理権の設定	を受ける	森林(A)							木材の販売による収益	乙が甲に金	
番号	所在	地番	林小班	地目	面積	į(ha)	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の 存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容	から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	銭を支払う べき時期、	備考
1	亀山市加太中在家大小場	8242-1		保安林	2.0826						乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、亀山市	経営管理権に基づき乙 が経営管理を行うために	乙から甲に 対して 会銭	経営管理 権の設定
2	<b></b>	8242-2	-	保安林	0.3966	! ! ! !					森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以	要した経費は乙が負担	の支払いは行わない。	
3	<b>鱼山市加太中在家大小場</b>	8242-3		保安林	0.5071	9.4	スギ・ヒノキ	69	公告日から	20年	上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合	結果生じた木材の販売に よる収益は乙のものとす	ただし、経営管理実施権が	
4	<b>亀山市加太中在家菖蒲小屋</b>	8251-2		保安林	0.0872	 				令和27年3月31日	は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づい	る。 ただし、経営管理実施	設定された場 合は、木材の	
5	<b>亀山市加太中在家菖蒲小屋</b>	8252-3	-	保安林	0.1983						て、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の		販売収入額が  確定後、経営  管理実施権者	
6											」 乙は、川有林と同程度の  回数、林道等から目視に  よって判断できる限りで気象	添付された利益の見積額		
7					户						害等の確認を行う。ただし、  経営管理実施権が設定され	なお、木材の販売収益	払いを行うも	
8						<u> </u> 					る場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。	経費(経費の見積額)を 控除した額が経営管理実	0,2,9.00	
9											間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した	施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上		
10											上で、水源涵養・山腹崩壊 等の災害リスクや生物多様	回る場合は、その額とする。		
11											性に配慮しながら実施する ものとする。			
12														
						i ! !								
13						<u> </u> 								
14														
15														

		乙が経	営管理権の設定で	を受ける	森林(A)				経営管理権	を設定する森林の甲以外の	 D権原者		
番号	所在	地番	林小班	地目	面積	(ha)	現況樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1			以下	<b>全</b>									
2				/J \ L	1								
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
	画に同意する。 権利の設定を受ける	る市町村	(乙)				住 所 氏 名		亀山市本丸町577番地 亀山市長 櫻井 義之				

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

(1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

住 所 氏 名

- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林 所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

. 11117.	川宇久													
整理番号	集 6-4	経営管理	理権の設定を受ける (乙)	る市町村	(名	(称)	亀山市長	櫻井	義之	(所在地)	亀山市本丸町577番地			
番号	朱 0-4	経営管理	里権を設定する森村 所有者(甲)	林の森林	(氏名又	は名称)				(住所又は所在地)				
	•	乙が経'	営管理権の設定	を受ける	森林(A)							木材の販売による収益	乙が甲に金	
番号	所在	地番	林小班	地目	面積	ŧ(ha)	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の 存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容	から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	銭を支払うべき時期、	備考
1	亀山市加太中在家東暮	8185		保安林	0.0991						乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、亀山市	経営管理権に基づき乙 が経営管理を行うために	乙から甲に 対して、金銭	経営管理 権の設定
2	亀山市加太中在家東暮	8185-1		保安林	0.1983	 					森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以	要した経費は乙が負担	の支払いは行わない。	
3	亀山市加太中在家東暮	8185-2	2032-7-19	保安林	0.1487	2.14	スギ・ヒノキ	78	公告日から	20年 令和27年3月31日	上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合	結果生じた木材の販売に よる収益は乙のものとす	ただし、経営 管理実施権が	
4	亀山市加太中在家東暮	8185-3		保安林	0.1487	1 1 1 1 1				114127-45/5111	は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいた。	ただし、経営管理実施	設定された場合は、木材の	
5	亀山市加太中在家東暮	8189		保安林	2.2948						て、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の	権が設定された場合、経 営管理実施権者が経営 管理実施権配分計画に	販売収入額か 確定後、経営 管理実施権者	
6					I	ソト	余白				回数、林道等から目視に よって判断できる限りで気象	添付された利益の見積額	から甲に対して速やかに支	
7					۲.	<u>久</u> [ ] ]	余 <u>日</u> 				害等の確認を行う。ただし、 経営管理実施権が設定され	なお、木材の販売収益 から利用間伐及び販売の	払いを行うも のとする。	
8						<u>i</u> I I I					る場合は、経営管理実施権 者が確認を行うものとする。	経費(経費の見積額)を 控除した額が経営管理実		
9											・間伐は森林の現況や林地 の状態をよく把握検討した 上で、水源涵養・山腹崩壊	施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とす		
10											等の災害リスクや生物多様 性に配慮しながら実施する	る。		
11											ものとする。			
12														
13														
14														
15														

	乙が経営	営管理権の設定を	を受ける	森林(A)				経営管理権	を設定する森林の甲以外の	の権原者		
所在	地番	林小班	地目	面積	(ha)	現況樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
			以下	余户								
				/J \ L								
に同意する。	•							<b>∅.∪.+.+.+. m</b> r.=¬¬				
権利の設定を受ける	6市町村(	(乙)										
	に同意する。	所在 地番	所在 地番 林小班	所在 地番 林小班 地目 以下	所在 地番 林小班 地目 面積 以下余巨	所在 地番 林小班 地目 面積(ha) 以下余白 以下余白 に同意する。	所在 地番 林小班 地目 面積(ha) 現況樹種 以下余白	所在 地番 林小班 地目 面積(ha) 現況樹種 現況 林齢 以下余白	所在 地番 林小班 地目 面積(ha) 現況樹種 現況 住所又は所在地 以下余白	所在 地番 林小班 地目 面積(ha) 現況樹種 現況 住所又は所在地 氏名又は名称 以下 余 白	所在 地番 林小班 地目 面積(ha) 現況樹種 規況 住所又は所在地 氏名又は名称 権原の種類 以下余白 日本	所在

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

(1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

住 所

- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林 所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

	川子久													
整理番号	集 6-5	経営管理	里権の設定を受ける (乙)	る市町村	(名	<b>(称</b> )	亀山市長	櫻井	義之	(所在地)	亀山市本丸町577番地			
番号	未 0-3	経営管理	里権を設定する森林 所有者(甲)	林の森林	(氏名又	は名称)				(住所又は所在地)				
	•	乙が経'	営管理権の設定	を受ける	森林(A)							木材の販売による収益	乙が甲に金	
番号	所在	地番	林小班	地目	面積	ŧ(ha)	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の 存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容	から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	銭を支払うべき時期、	備考
1	亀山市加太中在家西暮	8237-1		保安林	0.2849						乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、亀山市	経営管理権に基づき乙 が経営管理を行うために	乙から甲に 対して、金銭	経営管理 権の設定
2	亀山市加太中在家西暮	8237-8	2032-7-30	保安林	0.2852	2.86	ヒノキ	58	0.4.5	20年	森林整備計画に基づき、存 続期間中に、間伐を1回以	要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の	の支払いは行 わない。	添図面のと
3	亀山市加太中在家西暮	8237-9		保安林	0.2849	<b>4</b> 1 1 1			公告日から	令和27年3月31日	理実施権が設定される場合	よる収益は乙のものとす	ただし、経営管理実施権が	おり。
4	亀山市加太中在家笹平	7592-5	2038-7-2	山林	0.0991	0.49	ヒノキ	86	1		は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとす	る。 ただし、経営管理実施 権が設定された場合、経	設定された場合は、木材の 販売収入額が	
5					以下	余自	1				る。  乙は、市有林と同程度の	営管理実施権者が経営	確定後、経営管理実施権者	
6						\J\ <u> </u>	<b>-</b>				回数、林道等から目視に よって判断できる限りで気象	添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。	から甲に対し て速やかに支	
7											害等の確認を行う。ただし、 経営管理実施権が設定され	から利用間伐及び販売の	払いを行うも のとする。	
8						 					る場合は、経営管理実施権 者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地	経費(経費の見積額)を 控除した額が経営管理実 施権配分計画に添付され		
9											の状態をよく把握検討した 上で、水源涵養・山腹崩壊	た甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とす		
10											等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施する	المرابع		
11											ものとする。			
12														
13														
14														
15														

	乙が経営	営管理権の設定を	を受ける	森林(A)				経営管理権	を設定する森林の甲以外の	の権原者		
所在	地番	林小班	地目	面積	(ha)	現況樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
			以下	<u>余</u> 户								
				/J \ L								
に同意する。	•							<b>∅.∪.+.+.+. m</b> r.=¬¬				
権利の設定を受ける	6市町村(	(乙)										
	に同意する。	所在 地番	所在 地番 林小班	所在 地番 林小班 地目 以下	所在 地番 林小班 地目 面積 以下余巨	所在 地番 林小班 地目 面積(ha) 以下余白 以下余白 に同意する。	所在 地番 林小班 地目 面積(ha) 現況樹種 以下余白	所在 地番 林小班 地目 面積(ha) 現況樹種 現況 林齢 以下余白	所在 地番 林小班 地目 面積(ha) 現況樹種 現況 住所又は所在地 以下余白	所在 地番 林小班 地目 面積(ha) 現況樹種 現況 住所又は所在地 氏名又は名称 以下 余 白	所在 地番 林小班 地目 面積(ha) 現況樹種 規況 住所又は所在地 氏名又は名称 権原の種類 以下余白 日本	所在

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

(1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

住 所

- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林 所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

1 112	1,77,7	予久													
整理番号	里	集 6-6	経営管 <sup>3</sup>	理権の設定を受ける (乙)	5市町村	(名	称)	亀山市長	櫻井	義之	(所在地)	亀山市本丸町577番地			
番号	클	朱 0-0	経営管3	理権を設定する森林 所有者(甲)	木の森林	(氏名又	は名称)				(住所又は所在地)				
	-		乙が経	営管理権の設定	を受ける	森林(A)							木材の販売による収益	乙が甲に金	
番号	÷	所在	地番	林小班	地目	面積	(ha)	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の 存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	銭を支払う べき時期、	備考
1	1	亀山市加太中在家長坂	8210-5		山林	0.8019						乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、亀山市	経営管理権に基づき乙 が経営管理を行うために	乙から甲に 対して、金銭	経営管理 権の設定
2	1	亀山市加太中在家長坂	8210-6		山林	0.0049						森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以	要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の	の支払いは行 わない。	添図面のと
3	1	<b>亀山市加太中在家狼谷</b>	8211-5		山林	0.9917						上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合	よる収益は乙のものとす	ただし、経営 管理実施権が	おり。
4	1	<b>亀山市加太中在家狼谷</b>	8211-6	2033-7-24~28	山林	0.4909	5.42	スギ・ヒノキ	88	公告日から	20年 令和27年3月31日	は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとす	ただし、経営管理実施	設定された場合は、木材の	
5	1	亀山市加太中在家狼谷	8219		山林	0.238					וייים ויים וייים וי	C、森林登備を行うものと9   る。   乙は、市有林と同程度の		成元収入額が 確定後、経営 管理実施権者	
6	í	亀山市加太中在家狼谷	8210-38		山林	0.2254						回数、林道等から目視に よって判断できる限りで気象	添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。		
7	i	亀山市加太中在家狼谷	8210-41		山林	0.0181						害等の確認を行う。ただし、 経営管理実施権が設定され	から利用間伐及び販売の	払いを行うも のとする。	
8					J	人 人 人						る場合は、経営管理実施権 者が確認を行うものとする。	経費(経費の見積額)を 控除した額が経営管理実		
9					X P	<u>余白</u>						の状態をよく把握検討した	た甲に支払う見積額を上		
10												上で、水源涵養・山腹崩壊 等の災害リスクや生物多様 性に配慮しながら実施する	回る場合は、その額とする。		
11												ものとする。			
12															
13															
14															
15															
1	_														

		乙が経	営管理権の設定	を受ける	森林(A)				経営管理権		 D権原者		
番号	所在	地番	林小班	地目	面積	(ha)	現況樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1				以下	余白								
2					/J\ II								
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
	画に同意する。								요니.+++ mrc>>프바				
	権利の設定を受ける	る市町村	(乙)				住 所		亀山市本丸町577番地				
							氏 名		亀山市長 櫻井 義之				

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

(1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

住 所

- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林 所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

	7.1.1 <del>1</del>	·- <del>-</del>													
整理番号	<u>.</u>	集 6-7	経営管理	里権の設定を受ける (乙)	る市町村	(名	称)	亀山市長	櫻井	義之	(所在地)	亀山市本丸町577番地			
番号	÷ -	<del>*</del> 0−7	経営管理	里権を設定する森村 所有者(甲)	林の森林	(氏名又	は名称)				(住所又は所在地)				
			乙が経済	営管理権の設定	を受ける	森林(A)							木材の販売による収益	乙が甲に金	
番号		所在	地番	林小班	地目	面積	(ha)	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の 存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容	から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	銭を支払うべき時期、	備考
1	亀	山市加太中在家布谷	8224-5	2035-7-7	山林	0.0991	0.25	スギ・ヒノキ	63	公告日から	20年 令和27年3月31日	乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、亀山市	経営管理権に基づき乙 が経営管理を行うために		経営管理 権の設定
2							,					森林整備計画に基づき、存 続期間中に、間伐を1回以	要した経費は乙が負担 し、乙が実施する間伐の	の支払いは行 わない。	添図面のと
3					以 N	余白	1 ]					上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合	よる収益は乙のものとす	ただし、経営管理実施権が	おり。
4												は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとす	る。 ただし、経営管理実施 権が設定された場合、経	設定された場合は、木材の 販売収入額が	
5												る。 乙は、市有林と同程度の	営管理実施権者が経営 管理実施権配分計画に	確定後、経営 管理実施権者	
6												回数、林道等から目視に よって判断できる限りで気象 害等の確認を行う。ただし、		て速やかに支	
7												経営管理実施権が設定され	から利用間伐及び販売の	払いを行うも のとする。	
8												る場合は、経営官埋実施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地	控除した額が経営管理実		
9												の状態をよく把握検討した 上で、水源涵養・山腹崩壊	た甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とす		
10												等の災害リスクや生物多様 性に配慮しながら実施する	<b>వ</b> 。		
11												ものとする。			
12															
13															
14															
15															

		乙が経	営管理権の設定	を受ける	森林(A)				経営管理権		 D権原者		
番号	所在	地番	林小班	地目	面積	(ha)	現況樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1				以下	余白								
2					/J\ II								
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
	画に同意する。								요니.+++ mrc>>프바				
	権利の設定を受ける	る市町村	(乙)				住 所		亀山市本丸町577番地				
							氏 名		亀山市長 櫻井 義之				

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

(1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

住 所

- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林 所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

. 1147.	コチク	~													
整理番号	集	6-8	経営管理	里権の設定を受ける (乙)	る市町村	(名	称)	亀山市長	櫻井	義之	(所在地)	亀山市本丸町577番地			
番号		: 0-6	経営管理	里権を設定する森林 所有者(甲)	林の森林	(氏名又	は名称)				(住所又は所在地)				
	•	•	乙が経済	営管理権の設定	を受ける	森林(A)							木材の販売による収益	乙が甲に金	
番号		所在	地番	林小班	地目	面積	i(ha)	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の 存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容	から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	登録を支払う べき時期、 相手方及び 方法	備考
1	亀山	市加太中在家西暮	8234-1	0000 7 00	保安林	0.4105	0.00	- 1° 1. 14	440			乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、亀山市	経営管理権に基づき乙 が経営管理を行うために		経営管理 権の設定
2	亀山	市加太中在家西暮	8235	2032-7-36	保安林	0.0618	0.63	スギ・ヒノキ	116	公告日から	20年 令和27年3月31日	森林整備計画に基づき、存 続期間中に、間伐を1回以 上実施する。ただし、経営管	要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の	の支払いは行わない。	添図面のと
3	亀山ī	市加太中在家大木原	7779–10	2037-7-15	山林	0.0499	0.11	スギ	98			上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合 は、経営管理実施権者が提	よる収益は乙のものとす	ただし、経営管理実施権が	おり。
4						ソ下:	余白					は、程呂官珪美施権有が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとす	っ。 ただし、経営管理実施 権が設定された場合、経	設定された場合は、木材の 販売収入額が	
5					· ·		/J\ III					る。  乙は、市有林と同程度の	営管理実施権者が経営	確定後、経営 管理実施権者	
6												回数、林道等から目視に よって判断できる限りで気象	添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。	から甲に対し て速やかに支	
7												害等の確認を行う。ただし、 経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権	から利用間伐及び販売の	払いを行うも のとする。	
8												る場合は、経営官理美施権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地	経費(経費の見積額)を 控除した額が経営管理実 施権配分計画に添付され		
9												の状態をよく把握検討した 上で、水源涵養・山腹崩壊	た甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とす		
10												等の災害リスクや生物多様 性に配慮しながら実施する	<b>a</b> .		
11												ものとする。			
12															
13															
14															
15															

		乙が経	 営管理権の設定る	を受ける	森林(A)				経営管理権	を設定する森林の甲以外の	 D権原者		
番号	所在	地番	林小班	地目	面積	(ha)	現況樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1					以	下余	占						
2						//\							
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
	画に同意する。								A				
	権利の設定を受ける	る市町村	(乙)				住 所		亀山市本丸町577番地				
							氏 名		亀山市長 櫻井 義之				
	権利を設定する森林	木の森林	所有者(甲)				住 所						
							上 <i>公</i>						

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林 所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

	,,,, -	<b>尹</b> 久													
整理番号	1	集 6-9	経営管理	理権の設定を受ける (乙)	る市町村	(名	<b>(称</b> )	亀山市長	櫻井	義之	(所在地)	亀山市本丸町577番地			
番号	Ļ	未 0-9	経営管理	理権を設定する森林 所有者(甲)	林の森林	(氏名又	は名称)				(住所又は所在地)				
	-		乙が経'	営管理権の設定	を受ける	森林(A)							木材の販売による収益	乙が甲に金	
番号		所在	地番	林小班	地目	面積	(ha)	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の 存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容	から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	銭を支払うべき時期、	備考
1	亀	<b>追山市加太中在家殿杣</b>	8166-1	2036-7-48	山林	0.0852	0.39	ヒノキ	93	ひ生口から	20年	乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、亀山市	経営管理権に基づき乙 が経営管理を行うために		経営管理 権の設定
2	亀	<b>追山市加太中在家殿杣</b>	8167	2030-7-48	山林	0.2459	0.39	L/+	93	公告日から	令和27年3月31日	森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以	要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の	の支払いは行わない。	添図面のと
3						以下	· 余自					上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提	よる収益は乙のものとす	ただし、経営 管理実施権が 設定された場	おり。
4							\J\ F	<b>-</b>				示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとす	ただし、経営管理実施権が設定された場合、経	合は、木材の	
5												る。  乙は、市有林と同程度の	営管理実施権者が経営 管理実施権配分計画に	確定後、経営 管理実施権者	
6												回数、林道等から目視に よって判断できる限りで気象	添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。	て速やかに支	
7												害等の確認を行う。ただし、 経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権		払いを行うも のとする。	
8												る場合は、経営管理美施権 者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地	控算(経貨の見積額)を 控除した額が経営管理実 施権配分計画に添付され		
9												の状態をよく把握検討した 上で、水源涵養・山腹崩壊	た甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とす		
10												等の災害リスクや生物多様 性に配慮しながら実施する	<b>ే</b> .		
11												ものとする。			
12															
13															
14															
15															

		乙が経	営管理権の設定	を受ける	森林(A)				経営管理権		 D権原者		
番号	所在	地番	林小班	地目	面積	(ha)	現況樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1				以下	余白								
2					/J\ II								
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
	画に同意する。								요니.+++ mrc>>프바				
	権利の設定を受ける	る市町村	(乙)				住 所		亀山市本丸町577番地				
							氏 名		亀山市長 櫻井 義之				

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

(1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

住 所

- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林 所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

1 1111 /	1) 争惧													
整理番号	集 6-10	経営管理	理権の設定を受ける (乙)	る市町村	(名	(称)	亀山市長	櫻井	義之	(所在地)	亀山市本丸町577番地			
番号	未 0-10	経営管理	理権を設定する森林 所有者(甲)	木の森林	(氏名又	は名称)				(住所又は所在地)				
	•	乙が経	営管理権の設定	を受ける	森林(A)							木材の販売による収益	フが田に合	
番号	所在	地番	林小班	地目	面積	ŧ(ha)	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の 存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容	から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	銭を又払う   べき時期、	備考
1	亀山市加太中在家大木原	7780-1	2037-7-16-1	山林	0.061	0.39	スギ	53	公告日から	20年	乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、亀山市	経営管理権に基づき乙 が経営管理を行うために		経営管理 権の設定
2	亀山市加太中在家大木原	7781	2037 ) 10 1	山林	0.0478	0.59	^+	33	ABDWO	令和27年3月31日	森林整備計画に基づき、存 続期間中に、間伐を1回以 上実施する。ただし、経営管	要した経費は乙が負担 し、乙が実施する間伐の 結果生じた木材の販売に	の支払いは行 わない。 ただし、経営	添図面のと
3					<u> 以下</u> :	余白					工美施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合 - は、経営管理実施権者が提	よる収益は乙のものとす	管理実施権が設定された場	<b>あり</b> 。
4			l			/J \ III					示した企画提案書に基づい て、森林整備を行うものとす	ただし、経営管理実施権が設定された場合、経	合は、木材の 販売収入額が	
5											る。 _ 乙は、市有林と同程度の	営管理実施権者が経営 管理実施権配分計画に	確定後、経営 管理実施権者	
6											回数、林道等から目視に よって判断できる限りで気象 害等の確認を行う。ただし、		から甲に対し て速やかに支 払いを行うも	
7											舌等の確認を179。たたし、   経営管理実施権が設定され   る場合は、経営管理実施権	から利用間伐及び販売の 経費(経費の見積額)を		
8											者が確認を行うものとする。	控除した額が経営管理実		
9											の状態をよく把握検討した 上で、水源涵養・山腹崩壊	た甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とす		
10											等の災害リスクや生物多様  性に配慮しながら実施する	<b>వ</b> 。		
11											ものとする。 			
12						! ! !								
13						i   								
14														
15						<u> </u> 								

		乙が経	営管理権の設定	を受ける	森林(A)				経営管理権		 D権原者		
番号	所在	地番	林小班	地目	面積	(ha)	現況樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1				以下	余白								
2					/J\ II								
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
	画に同意する。								요니.+++ mrc>>프바				
	権利の設定を受ける	る市町村	(乙)				住 所		亀山市本丸町577番地				
							氏 名		亀山市長 櫻井 義之				

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

(1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

住 所

- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林 所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

	3 T - X	•													
整理番号	集	6–11	経営管理	里権の設定を受ける (乙)	る市町村	(名	称)	亀山市長	櫻井	義之	(所在地)	亀山市本丸町577番地			
番号	未	0-11	経営管理	里権を設定する森村 所有者(甲)	林の森林	(氏名又	は名称)				(住所又は所在地)				
			乙が経常	営管理権の設定	を受ける	森林(A)							木材の販売による収益	フギ田にム	
番号		所在	地番	林小班	地目	面積	(ha)	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の 存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容	から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金 銭を支払う べき時期、 相手方及び 方法	備考
1	亀山市	加太中在家家並田	7684-4	2037-7-52	山林	0.595	1.1	スギ・ヒノキ	61	公告日から	20年 令和27年3月31日	乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、亀山市	経営管理権に基づきるが経営管理を行うために		経営管理権の設定
2					1\1	<b>下</b>	台					森林整備計画に基づき、存 続期間中に、間伐を1回以	要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の	の支払いは行 わない。	添図面のと
3					以	下余						上実施する。ただし、経営管 理実施権が設定される場合	よる収益は乙のものとす	ただし、経営 管理実施権が	おり。
4												は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づい	ただし、経営管理実施	設定された場合は、木材の	
5												て、森林整備を行うものとする。	権が設定された場合、経 営管理実施権者が経営	確定後、経営	
6												乙は、市有林と同程度の 回数、林道等から目視に	添付された利益の見積額	管理実施権者から甲に対してきなった。	
7												よって判断できる限りで気象害等の確認を行う。ただし、	なお、木材の販売収益	て速やかに支 払いを行うも	
<u> </u>												る場合は、経営管理実施権	経費(経費の見積額)を	のとする。	
8												者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地			
9												の状態をよく把握検討した 上で、水源涵養・山腹崩壊	た甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とす		
10												等の災害リスクや生物多様 性に配慮しながら実施する	<b>న</b> .		
11												ものとする。			
12															
13															
14															
15															

		乙が経	営管理権の設定	を受ける	森林(A)				経営管理権		 D権原者		
番号	所在	地番	林小班	地目	面積	(ha)	現況樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1				以下	余白								
2					/J\ II								
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
	画に同意する。								요니.+++ mrc>>프바				
	権利の設定を受ける	る市町村	(乙)				住 所		亀山市本丸町577番地				
							氏 名		亀山市長 櫻井 義之				

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

(1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

住 所

- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林 所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

. 1147.	力于快													
整理番号	集 6-12	経営管	理権の設定を受け (乙)	る市町村	(名	<b>(称</b> )	亀山市長	櫻井	義之	(所在地)	亀山市本丸町577番地			
番号	未 0-12	経営管	管理権を設定する森 所有者(甲)	林の森林	(氏名又	は名称)				(住所又は所在地)				
	•	乙が糸	Y 学営管理権の設定	を受ける	森林(A)							木材の販売による収益	乙が甲に金	
番号	所在	地番	林小班	地目	面積	ŧ(ha)	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の 存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容	から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	銭を支払うべき時期、	備考
1	亀山市加太中在家北	□原 6837-	3	山林	0.0155						乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、亀山市	経営管理権に基づき乙 が経営管理を行うために	乙から甲に 対して、金銭	経営管理 権の設定
2	亀山市加太中在家北	川原 6837	T	山林	0.2727					20年	森林整備計画に基づき、存 続期間中に、間伐を1回以	要した経費は乙が負担 し、乙が実施する間伐の	の支払いは行 わない。	添図面のと
3	亀山市加太中在家北	· 6838	2037-7-227	山林	0.0492	0.67	ヒノキ	30	公告日から	令和27年3月31日	理実施権が設定される場合	よる収益は乙のものとす	ただし、経営 管理実施権が	おり。
4	亀山市加太中在家北	□原 6839		山林	0.1864						は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとす	る。 ただし、経営管理実施 権が設定された場合、経	設定された場合は、木材の販売収入額が	
5					  ソ下	余白	1				- C、森林登崩を1775のと9  る。   乙は、市有林と同程度の	営管理実施権者が経営	確定後、経営 管理実施権者	
6				<u> </u>		ハトト	1				回数、林道等から目視に よって判断できる限りで気象	添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。	から甲に対して速やかに支	
7											害等の確認を行う。ただし、 経営管理実施権が設定され	から利用間伐及び販売の	払いを行うも のとする。	
8											る場合は、経営管理実施権 者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地	経費(経費の見積額)を 控除した額が経営管理実 施権配分計画に添付され		
9											↑ 間及は森林の現流や林地 の状態をよく把握検討した 上で、水源涵養・山腹崩壊	他権配方計画に添わされた た甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とす		
10											等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施する	る。		
11											ものとする。			
12														
13														
14														
15														

		乙が経	営管理権の設定	を受ける	森林(A)				経営管理権		 D権原者		
番号	所在	地番	林小班	地目	面積	(ha)	現況樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1				以下	余白								
2					/J\ II								
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
	画に同意する。								요니.+++ mrc>>프바				
	権利の設定を受ける	る市町村	(乙)				住 所		亀山市本丸町577番地				
							氏 名		亀山市長 櫻井 義之				

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

(1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

住 所

- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林 所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

. 11217	ייו 🖚	·- <del>-</del>													
整理番号		集 6-13	経営管理	里権の設定を受ける (乙)	5市町村	(名	称)	亀山市長	櫻井	義之	(所在地)	亀山市本丸町577番地			
番号	.  -	集 6-13	経営管理	里権を設定する森材 所有者(甲)	木の森林	(氏名又	は名称)				(住所又は所在地)				
			乙が経'	営管理権の設定を	を受ける	森林(A)							木材の販売による収益	乙が甲に金	
番号		所在	地番	林小班	地目	面積	(ha)	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の 存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	銭を支払うべき時期、	備考
1	亀山	山市加太中在家北川原	6723-1	2037-7-230 231-1:231-2	山林	0.198	1.6	スギ・ヒノキ	64	公告日から	20年 令和27年3月31日	乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、亀山市	経営管理権に基づき乙 が経営管理を行うために		経営管理 権の設定
2						177	余	<u>'</u>				森林整備計画に基づき、存 続期間中に、間伐を1回以	要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の	の支払いは行 わない。	添図面のと
3							// / /	<u> </u>				上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合	よる収益は乙のものとす	ただし、経営管理実施権が	おり。
4												は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとす	る。 ただし、経営管理実施 権が設定された場合、経	設定された場合は、木材の 販売収入額が	
5												る。 乙は、市有林と同程度の	営管理実施権者が経営 管理実施権配分計画に	確定後、経営 管理実施権者	
6												回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象	添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。	て速やかに支	
7												害等の確認を行う。ただし、 経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権		払いを行うも のとする。	
8												る場合は、経営管理美施権 者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地	控除した額が経営管理実		
9												の状態をよく把握検討した 上で、水源涵養・山腹崩壊	た甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とす		
10												等の災害リスクや生物多様 性に配慮しながら実施する	<b>a</b> .		
11												ものとする。			
12															
13															
14															
15															

		乙が経	営管理権の設定	を受ける	森林(A)				経営管理権		 D権原者		
番号	所在	地番	林小班	地目	面積	(ha)	現況樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1				以下	余白								
2					/J\ II								
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
	画に同意する。								요니.+++ mrc>>프바				
	権利の設定を受ける	る市町村	(乙)				住 所		亀山市本丸町577番地				
							氏 名		亀山市長 櫻井 義之				

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

(1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

住 所

- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林 所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

. 1147.	中央													
整理番号	集 6-14	経営管理	理権の設定を受ける (乙)	5市町村	(名	称)	亀山市長	櫻井	義之	(所在地)	亀山市本丸町577番地			
番号	未 0-14	経営管理	里権を設定する森村 所有者(甲)	木の森林	(氏名又	は名称)				(住所又は所在地)				
		乙が経	営管理権の設定	を受ける	森林(A)							木材の販売による収益	乙が甲に金	
番号	所在	地番	林小班	地目	面積	(ha)	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の 存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容	から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	送を支払う べき時期、 相手方及び 方法	備考
1	亀山市加太中在家尾草	7596-4	2038-7-36	山林	0.1983	0.85	ヒノキ	86	公告日から	20年	乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、亀山市	経営管理権に基づき乙 が経営管理を行うために		経営管理 権の設定
2	亀山市加太中在家尾草	7596-5	2036-7-30	山林	0.1933	0.63	L/T	80	公日ロから	令和27年3月31日	森林整備計画に基づき、存 続期間中に、間伐を1回以 上実施する。ただし、経営管	要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の	の支払いは行 わない。 ただし、経営	添図面のと
3					以下	余白					工美施する。ただし、経営官  理実施権が設定される場合  は、経営管理実施権者が提	よる収益は乙のものとす	ではたい、経路 管理実施権が 設定された場	ຄາງ。
4											示した企画提案書に基づい	ただし、経営管理実施権が設定された場合、経	合は、木材の 販売収入額が	
5											る。 乙は、市有林と同程度の	営管理実施権者が経営 管理実施権配分計画に	確定後、経営 管理実施権者	
6											回数、林道等から目視によって判断できる限りで気象		て速やかに支	
7											害等の確認を行う。ただし、 経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権	なお、木材の販売収益 から利用間伐及び販売の 経費(経費の具種類)を		
8											る場合は、性音管性失過性 者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地	控除した額が経営管理実 施権配分計画に添付され		
9											の状態をよく把握検討した 上で、水源涵養・山腹崩壊	た甲に支払う見積額を上 回る場合は、その額とす		
10											等の災害リスクや生物多様 性に配慮しながら実施する	<b>వ</b> .		
11											ものとする。			
12														
13														
14														
15														

		乙が経	営管理権の設定を	を受ける	森林(A)				経営管理権	を設定する森林の甲以外の	D権原者		
番号	所在	地番	林小班	地目	面積	(ha)	現況樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1					以下	余日							
2						\J \ F							
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
	画に同意する。			•	•		•		<i>A.</i> 1.→ ↓ ↓ m==== π ll.				
	権利の設定を受ける	る市町村	(乙)				住 所		亀山市本丸町577番地				
							氏 名		亀山市長 櫻井 義之				
	権利を設定する森林	木の森林	所有者(甲)				住 所						
	= . • • • • • • •						氏 名						

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林 所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

1 101/	川平久	L .													
整理番号	集	6–15	経営管理	里権の設定を受ける (乙)	5市町村	(名	称)	亀山市長	櫻井	義之	(所在地)	亀山市本丸町577番地			
番号	未	0-15	経営管理	里権を設定する森村 所有者(甲)	木の森林	(氏名又	.は名称)				(住所又は所在地)				
	•		乙が経	営管理権の設定	を受ける	森林(A)							木材の販売による収益	フギ田に会	
番号		所在	地番	林小班	地目	面積	į(ha)	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の 存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容	から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭 の額の算定方法	銭を又払う   べき時期、	備考
1	亀山市	加太北在家クチ林	6718-2	2039-7-4~6	山林	0.4833	0.61	スギ	63	公告日から	20年 令和27年3月31日	乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、亀山市	経営管理権に基づき乙 が経営管理を行うために		経営管理 権の設定
2						以下	- 余	<del>'</del>				森林整備計画に基づき、存 続期間中に、間伐を1回以	要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の	の支払いは行 わない。	添図面のと
3							亦「					上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合	よる収益は乙のものとす	ただし、経営管理実施権が	おり。
4												は、経営管理実施権者が提 示した企画提案書に基づい て、森林整備を行うものとす	る。 ただし、経営管理実施 権が設定された場合、経	設定された場合は、木材の 販売収入額が	
5												る。  乙は、市有林と同程度の	営管理実施権者が経営管理実施権配分計画に	確定後、経営 管理実施権者	
6												回数、林道等から目視に よって判断できる限りで気象	添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。	て速やかに支	
7												害等の確認を行う。ただし、 経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権		払いを行うも のとする。	
8												る場合は、程置管理美施権 者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地	控除した額が経営管理実		
9												の状態をよく把握検討した 上で、水源涵養・山腹崩壊	た甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とす		
10												等の災害リスクや生物多様 性に配慮しながら実施する	3.		
11												ものとする。			
12															
13															
14															
15															

		乙が経	営管理権の設定を	を受ける	森林(A)				経営管理権	を設定する森林の甲以外の	D権原者		
番号	所在	地番	林小班	地目	面積(	(ha)	現況樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1					以	下余	Á						
2						1 /3 (							
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9					İ								
10													
11													
12													
13													
14													
15													
この計	画に同意する。			•		"			- · · · · · ·				
	権利の設定を受ける	5市町村	(乙)				住 所		亀山市本丸町577番地				
							氏 名		亀山市長 櫻井 義之				
	権利を設定する森林	木の森林	所有者(甲)				住 所						
							氏名						

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林 所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

1 1四万	1,1 -2-	·- <del>-</del>													
整理番号		集 6-16	経営管理	理権の設定を受ける (乙)	る市町村	(名	称)	亀山市長	櫻井	義之	(所在地)	亀山市本丸町577番地			
番号		朱 0-10	経営管理	理権を設定する森林 所有者(甲)	林の森林	(氏名又	は名称)				(住所又は所在地)				
	•		乙が経	営管理権の設定	を受ける	森林(A)							木材の販売による収益	フギ田に会	
番号		所在	地番	林小班	地目	面積	(ha)	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の 存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容	から伐採等に要する経 費を控除してなお利益 がある場合において甲 に支払われるべき金銭 の額の算定方法	銭を又払う   べき時期、	備考
1	亀山	山市加太北在家北在家	5823	2050-7-135-1	山林	0.0889	0.15	スギ	52	公告日から	20年 令和27年3月31日	乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、亀山市	経営管理権に基づき乙 が経営管理を行うために		経営管理 権の設定
2						7下:	余白					森林整備計画に基づき、存 続期間中に、間伐を1回以	要した経費は乙が負担 し、乙が実施する間伐の	の支払いは行わない。	添図面のと
3							<u> </u>					理実施権が設定される場合	よる収益は乙のものとす	ただし、経営管理実施権が	おり。
4												は、経営管理実施権者が提 示した企画提案書に基づい て、森林整備を行うものとす	る。 ただし、経営管理実施 権が設定された場合、経	設定された場合は、木材の販売収入額が	
5												- C、林仲笠偏を117500と9  る。   乙は、市有林と同程度の	営管理実施権者が経営	確定後、経営 管理実施権者	
6												回数、林道等から目視に よって判断できる限りで気象	添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。		
7												害等の確認を行う。ただし、 経営管理実施権が設定され	から利用間伐及び販売の	払いを行うも のとする。	
8												る場合は、経営管理実施権 者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地	経費(経費の見積額)を 控除した額が経営管理実 施佐配の計画に活けされ		
9												つ状態をよく把握検討した 上で、水源涵養・山腹崩壊	た甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とす		
10												等の災害リスクや生物多様 性に配慮しながら実施する	a.		
11												ものとする。			
12				_											
13				_											
14															
15															

		乙が経	営管理権の設定	を受ける	森林(A)				経営管理権		 D権原者		
番号	所在	地番	林小班	地目	面積	(ha)	現況樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1				以下	余白								
2					/J\ II								
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
	画に同意する。								요니.+++ mrc>>프바				
	権利の設定を受ける	る市町村	(乙)				住 所		亀山市本丸町577番地				
							氏 名		亀山市長 櫻井 義之				

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

(1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

住 所

- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林 所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

. 11117	力于久													
整理番号	. 集 6-17		管理権の設定を受ける (乙)	る市町村	(名	称)	亀山市長	櫻井	義之	(所在地)	亀山市本丸町577番地			
整理番号	集 6-17		管理権を設定する森材 所有者(甲)	林の森林	(氏名又	.は名称)				(住所又は所在地)				
	•	乙が絹	<b>圣営管理権の設定</b>	を受ける	森林(A)							木材の販売による収益	乙が甲に金	
番号	所在	地番	林小班	地目	面積	į(ha)	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の 存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容	から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	銭を支払う べき時期、	備考
1	亀山市加太北在家	新田 6420-	1	山林	0.0452						乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、亀山市	経営管理権に基づき乙 が経営管理を行うために	乙から甲に 対して、金銭	経営管理 権の設定
2	亀山市加太北在家	新田 6421-	2	山林	0.0856	i ! ! !					森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以	要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の	の支払いは行 わない。	添図面のと
3	亀山市加太北在家	新田 6421-	3	山林	0.0036	;    -  -  -  -  -					上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合	よる収益は乙のものとす	ただし、経営 管理実施権が	おり。
4	亀山市加太北在家	新田 6422-	1	山林	0.0271	 					は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいる。	ただし、経営管理実施	設定された場合は、木材の	
5	亀山市加太北在家	新田 6422-		山林	0.0049		_ \			20年	て、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の		販売収入額が 確定後、経営 管理実施権者	
6	亀山市加太北在家	新田 6422-	2040-7-13•13-1 3	山林	0.00099	0.39	スギ	45	公告日から	令和27年3月31日	回数、林道等から目視に よって判断できる限りで気象	添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。		
7	亀山市加太北在家	新田 6423-	1	山林	0.0357	<del>1</del> 					害等の確認を行う。ただし、 経営管理実施権が設定され る場合は、経営管理実施権	なお、木材の販売収益 から利用間伐及び販売の	払いを行うも のとする。	
8	亀山市加太北在家	新田 6423-	2	山林	0.0132	<del> </del> 					者が確認を行うものとする。	控除した額が経営管理実		
9	亀山市加太北在家	新田 6423-	3	山林	0.0066	i ! ! ! !					間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊	施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とす		
10	亀山市加太北在家	新田 6424		山林	0.0466						等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施する	る。		
11			以下	余白	1						ものとする。			
12					<u> </u>									
13														
14														
15														

		乙が経	営管理権の設定	を受ける	森林(A)				経営管理権		 D権原者		
番号	所在	地番	林小班	地目	面積	(ha)	現況樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1				以下	余白								
2					/J\ II								
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
	画に同意する。								요니.+++ mrc>>프바				
	権利の設定を受ける	る市町村	(乙)				住 所		亀山市本丸町577番地				
							氏 名		亀山市長 櫻井 義之				

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

(1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

住 所

- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林 所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

. 1007	הוי 🛨	<del>-</del>													
整理番号	1 .	集 6-18	経営管理	理権の設定を受ける (乙)	5市町村	(名称)	)	亀山市長	櫻井	義之	(所在地)	亀山市本丸町577番地			
番号	;	集 6-18 -	経営管理	理権を設定する森材 所有者(甲)	木の森林	(氏名又は名	名称)				(住所又は所在地)				
			乙が経	営管理権の設定を	を受ける	森林(A)							木材の販売による収益	乙が甲に金	
番号		所在	地番	林小班	地目	面積(ha	a)	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の 存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容	から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	銭を支払うべき時期、	備考
1	亀	山市加太北在家大岡寺	6644-1	2040-7-41 • 43	山林	1.6198 1	1.49	ヒノキ	62	公告日から	20年 令和27年3月31日	乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、亀山市	経営管理権に基づき乙 が経営管理を行うために		経営管理 権の設定
2						以下分	台					森林整備計画に基づき、存 続期間中に、間伐を1回以	要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の	の支払いは行 わない。	添図面のと
3							<u>\                                    </u>					上実施する。ただし、経営管 理実施権が設定される場合	よる収益は乙のものとす	ただし、経営管理実施権が	おり。
4												は、経営管理実施権者が提 示した企画提案書に基づい て、森林整備を行うものとす	る。 ただし、経営管理実施 権が設定された場合、経	設定された場合は、木材の 販売収入額が	
5												る。 こは、市有林と同程度の	営管理実施権者が経営 管理実施権配分計画に	確定後、経営 管理実施権者	
6												回数、林道等から目視に よって判断できる限りで気象	添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。	て速やかに支	
7												害等の確認を行う。ただし、 経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権		払いを行うも のとする。	
8												る場合は、経営管理美施権 者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地	控除した額が経営管理実		
9												の状態をよく把握検討した 上で、水源涵養・山腹崩壊	た甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とす		
10												等の災害リスクや生物多様 性に配慮しながら実施する	<b>ే</b> .		
11												ものとする。			
12															
13															
14															
15															

		乙が経	営管理権の設定	を受ける	森林(A)				経営管理権		 D権原者		
番号	所在	地番	林小班	地目	面積	(ha)	現況樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1				以下	余白								
2					/J\ II								
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
	画に同意する。								요니.+++ mrc>>프바				
	権利の設定を受ける	る市町村	(乙)				住 所		亀山市本丸町577番地				
							氏 名		亀山市長 櫻井 義之				

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

(1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

住 所

- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林 所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

. 11217	יידדיייי	- 7													
整理番号	!	<b>€</b> 6−19	経営管理	里権の設定を受ける (乙)	5市町村	(名	称)	亀山市長	櫻井	義之	(所在地)	亀山市本丸町577番地			
番号	. 3	€ 0-19	経営管理	里権を設定する森村 所有者(甲)	木の森林	(氏名又	.は名称)				(住所又は所在地)				
			乙が経済	営管理権の設定	を受ける	森林(A)							木材の販売による収益	乙が甲に金	
番号		所在	地番	林小班	地目	面積	į̇̃(ha)	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の 存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容	から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	銭を支払う べき時期、 相手方及び 方法	備考
1	亀山	市加太北在家小山平子	6318		山林	0.0158						乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、亀山市	経営管理権に基づき乙 が経営管理を行うために	乙から甲に 対して、金銭	経営管理 権の設定
2	亀山	市加太北在家小山平子	6319		山林	0.0122	 					森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以	要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の	の支払いは行 わない。	区域は別 添図面のと
3	亀山	市加太北在家小山平子	6320-1		山林	0.0472					20年	上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合	よる収益は乙のものとす	ただし、経営 管理実施権が	おり。
4	亀山	市加太北在家小山平子	6320-2	2040-7-44	山林	0.0495	0.35	スギ	50	公告日から	令和27年3月31日	は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づい	ただし、経営管理実施	設定された場合は、木材の	
5	亀山	市加太北在家小山平子	6321-1		山林	0.0092						て、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の		販売収入額が 確定後、経営 管理実施権者	
6	亀山	市加太北在家小山平子	6321-2		山林	0.0485	 					回数、林道等から目視に よって判断できる限りで気象	添付された利益の見積額		
7						以了	余	<u> </u>				害等の確認を行う。ただし、 経営管理実施権が設定され	から利用間伐及び販売の	払いを行うも のとする。	
8							/1/ 1	<u>-</u>				る場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。	経費(経費の見積額)を控除した額が経営管理実		
9							i ! ! !					間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊	施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とす		
10												等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施する	る。		
11												ものとする。			
12															
13															
14															
15															

		乙が経	営管理権の設定	を受ける	森林(A)				経営管理権		 D権原者		
番号	所在	地番	林小班	地目	面積	(ha)	現況樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1				以下	余白								
2					/J\ II								
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
	画に同意する。								요니.+++ mrc>>프바				
	権利の設定を受ける	る市町村	(乙)				住 所		亀山市本丸町577番地				
							氏 名		亀山市長 櫻井 義之				

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

(1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

住 所

- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林 所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

1 101/	川宇久													
整理番号	集 6-20	経営管	理権の設定を受ける (乙)	る市町村	(名	称)	亀山市長	櫻井	義之	(所在地)	亀山市本丸町577番地			
番号	<del>素 0−20</del> 	経営管:	理権を設定する森村 所有者(甲)	林の森林	(氏名又	.は名称)				(住所又は所在地)				
		乙が経	営管理権の設定	を受ける	森林(A)							木材の販売による収益	フギ田に会	
番号	所在	地番	林小班	地目	面積	į(ha)	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の 存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容	から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	残を又払う   べき時期、	備考
1	亀山市加太北在家吉ヶ名	<b>5660</b>	2050-7-64	山林	0.5533	0.8	スギ・ヒノキ	50	公告日から	20年 令和27年3月31日	乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、亀山市	経営管理権に基づきるが経営管理を行うために		経営管理 権の設定
2					<u>                                      </u>		<u> </u>				森林整備計画に基づき、存 続期間中に、間伐を1回以	要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の	の支払いは行 わない。	添図面のと
3				†	<u>以「</u> 	余白	] 				上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提	よる収益は乙のものとす	ただし、経営 管理実施権が 設定された場	おり。
4											は、経営官理美施権有が提  示した企画提案書に基づい   て、森林整備を行うものとす	る。 ただし、経営管理実施 権が設定された場合、経	合は、木材の	
5											る。 こは、市有林と同程度の	営管理実施権者が経営 管理実施権配分計画に	確定後、経営 管理実施権者	
6											回数、林道等から目視に よって判断できる限りで気象	添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。	て速やかに支	
7											害等の確認を行う。ただし、 経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権		払いを行うも のとする。	
8											る場合は、経営管理美施権 者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地	控除した額が経営管理実		
9											の状態をよく把握検討した 上で、水源涵養・山腹崩壊	た甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とす		
10											等の災害リスクや生物多様  性に配慮しながら実施する	<b>ే</b> .		
11											ものとする。			
12														
13														
14														
15														

		乙が経	営管理権の設定	を受ける	森林(A)				経営管理権		 D権原者		
番号	所在	地番	林小班	地目	面積	(ha)	現況樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1				以下	余白								
2					/J\ II								
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
	画に同意する。								요니.+++ mrc>>프바				
	権利の設定を受ける	る市町村	(乙)				住 所		亀山市本丸町577番地				
							氏 名		亀山市長 櫻井 義之				

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

(1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

住 所

- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林 所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

	中央													
整理番号	集 6-21	経営管	理権の設定を受け	る市町村	(名	(称)	亀山市長	櫻井	義之	(所在地)	亀山市本丸町577番地			
番号	景 0-21	経営管	理権を設定する森 所有者(甲)	林の森林	(氏名又	は名称)				(住所又は所在地)				
	•	乙が紀	経営管理権の設定	を受ける	森林(A)							木材の販売による収益	乙が甲に金	
番号	所在	地番	林小班	地目	面積	ŧ(ha)	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の 存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	銭を支払う べき時期、	備考
1	亀山市加太中在家葛	15年 8278	2030-7-31-32	山林	0.8109	0.89	スギ・ヒノキ	84			乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、亀山市	経営管理権に基づき乙 が経営管理を行うために	乙から甲に 対して、金銭	経営管理 権の設定
2	亀山市加太中在家	割谷 8257-1		保安林	0.1289						森林整備計画に基づき、存 続期間中に、間伐を1回以	要した経費は乙が負担 し、乙が実施する間伐の	の支払いは行 わない。	添図面のと
3	亀山市加太中在家	割谷 8257-2	2031-7-2	保安林	0.0231	1.28	ヒノキ	61		20年	上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合	よる収益は乙のものとす	ただし、経営 管理実施権が	おり。
4	亀山市加太中在家原	8161-1		山林	0.132	<u> </u> 			- 公告日から	令和27年3月31日	は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいる。	ただし、経営管理実施	設定された場合は、木材の	
5	亀山市加太中在家属	8161-2	2036-7-45	山林	0.1656	1.65	スギ・ヒノキ	61			て、森林整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の	権が設定された場合、経 営管理実施権者が経営 管理実施権配分計画に	成元収入額が 確定後、経営 管理実施権者	
6	亀山市加太中在家原	8164-1		山林	0.6504						回数、林道等から目視に よって判断できる限りで気象	添付された利益の見積額		
7			Г	IN	ノモノ						害等の確認を行う。ただし、 経営管理実施権が設定され	から利用間伐及び販売の	払いを行うも のとする。	
8				<u> </u>	$\langle \Gamma \rangle$	白角					る場合は、経営管理実施権者が確認を行うものとする。	経費(経費の見積額)を 控除した額が経営管理実		
9						; [ [ [					間伐は森林の現況や林地の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊	施権配分計画に添付された甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とす		
10											等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施する	る。		
11											ものとする。			
12														
13														
14														
15														

		乙が経	営管理権の設定	を受ける	森林(A)				経営管理権		 D権原者		
番号	所在	地番	林小班	地目	面積	(ha)	現況樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1				以下	余白								
2					/J\ II								
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
	画に同意する。								요니.+++ mrc>>프바				
	権利の設定を受ける	る市町村	(乙)				住 所		亀山市本丸町577番地				
							氏 名		亀山市長 櫻井 義之				

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

(1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

住 所

- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林 所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

1 101/	הב נינ	快													
整理番号	4	集 6-22	経営管理	理権の設定を受ける (乙)	5市町村	(名	称)	亀山市長	櫻井	義之	(所在地)	亀山市本丸町577番地			
番号	.  >	<del>末</del> 0−22	経営管理	理権を設定する森材 所有者(甲)	木の森林	(氏名又	は名称)				(住所又は所在地)				
	•		乙が経	営管理権の設定を	を受ける	森林(A)							木材の販売による収益	フギ田に会	
番号		所在	地番	林小班	地目	面積	(ha)	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の 存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容	から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金 銭を支払う べき時期、 相手方及び 方法	備考
1	亀山	山市加太中在家割谷	8258-3	2031-7-13~16	保安林	0.6942	1.02	ヒノキ	63	公告日から	20年 令和27年3月31日	乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、亀山市	経営管理権に基づき乙 が経営管理を行うために		経営管理 権の設定
2					1 —							森林整備計画に基づき、存 続期間中に、間伐を1回以	要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の	の支払いは行 わない。	添図面のと
3					(下)	<del></del>						上実施する。ただし、経営管 理実施権が設定される場合	よる収益は乙のものとす	ただし、経営管理実施権が	おり。
4												は、経営管理実施権者が提 示した企画提案書に基づい て、森林整備を行うものとす	る。 ただし、経営管理実施 権が設定された場合、経	設定された場合は、木材の 販売収入額が	
5												る。  乙は、市有林と同程度の	営管理実施権者が経営 管理実施権配分計画に	確定後、経営 管理実施権者	
6												回数、林道等から目視に よって判断できる限りで気象	添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。	て速やかに支	
7												害等の確認を行う。ただし、 経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権		払いを行うも のとする。	
8												る場合は、性声音は失応性者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地	控除した額が経営管理実		
9												の状態をよく把握検討した 上で、水源涵養・山腹崩壊	た甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とす		
10												等の災害リスクや生物多様  性に配慮しながら実施する	S.		
11												ものとする。			
12															
13															
14															
15															

		乙が経	営管理権の設定	を受ける	森林(A)				経営管理権		 D権原者		
番号	所在	地番	林小班	地目	面積	(ha)	現況樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1				以下	余白								
2					/J\ II								
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
	画に同意する。								요니.+++ mrc>>프바				
	権利の設定を受ける	る市町村	(乙)				住 所		亀山市本丸町577番地				
							氏 名		亀山市長 櫻井 義之				

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

(1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

住 所

- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林 所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

	川尹垻														
整理番号	集	6-23	経営管理	理権の設定を受ける (乙)	5市町村	(名	称)	亀山市長	櫻井	義之	(所在地)	亀山市本丸町577番地			
番号	未	0-23	経営管理	理権を設定する森材 所有者(甲)	木の森林	(氏名又	は名称)				(住所又は所在地)				
	•		乙が経	営管理権の設定を	を受ける	森林(A)							木材の販売による収益	フが田に会	
番号		所在	地番	林小班	地目	面積	(ha)	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の 存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容	から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	乙が甲に金 銭を支払う べき時期、 相手方及び 方法	備考
1	亀山市加	太中在家大瀧	8228-1	2032-7-47•48	山林	0.3966	0.77	ヒノキ	58	公告日から	20年 令和27年3月31日	乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、亀山市	経営管理権に基づき乙 が経営管理を行うために		経営管理 権の設定
2					1 —							森林整備計画に基づき、存 続期間中に、間伐を1回以	要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の	の支払いは行 わない。	添図面のと
3				<u> </u>	(下)	<del></del>						上実施する。ただし、経営管 理実施権が設定される場合	結果生じた木材の販売に よる収益は乙のものとす	ただし、経営管理実施権が	おり。
4												は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとす	る。 ただし、経営管理実施 権が設定された場合、経	設定された場合は、木材の 販売収入額が	
5												る。  乙は、市有林と同程度の	営管理実施権者が経営 管理実施権配分計画に	確定後、経営 管理実施権者	
6												回数、林道等から目視に よって判断できる限りで気象	添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。	て速やかに支	
7												害等の確認を行う。ただし、 経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権	なお、木材の販売収益 から利用間伐及び販売の 経費(経費の見積額)を	払いを行うも のとする。	
8												る場合は、性音管性失態性 者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地	控除した額が経営管理実		
9												の状態をよく把握検討した 上で、水源涵養・山腹崩壊	他権配方計画に添わされた た甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とす		
10												等の災害リスクや生物多様 性に配慮しながら実施する	<b>a</b> .		
11												ものとする。			
12															
13															
14															
15															

		乙が経	営管理権の設定	を受ける	森林(A)				経営管理権		 D権原者		
番号	所在	地番	林小班	地目	面積	(ha)	現況樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1				以下	余白								
2					/J\ II								
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
	画に同意する。								요니.+++ mrc>>프바				
	権利の設定を受ける	る市町村	(乙)				住 所		亀山市本丸町577番地				
							氏 名		亀山市長 櫻井 義之				

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

(1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

住 所

- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林 所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

1 11217.	1) 争垻													
整理番号	集 6-24	経営管	理権の設定を受ける (乙)	5市町村	(名	称)	亀山市長	櫻井	義之	(所在地)	亀山市本丸町577番地			
番号	未 0-24	経営管	理権を設定する森材 所有者(甲)	木の森林	(氏名又	は名称)				(住所又は所在地)				
		乙が経	営管理権の設定を	を受ける	森林(A)							木材の販売による収益	フギ田にム	
番号	所在	地番	林小班	地目	面積	(ha)	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の 存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容	から伐採等に要する経	るが中に並 銭を支払う べき時期、	備考
1	亀山市加太中在家家並田	7687	2037-7-38	山林	0.3719	0.89	スギ	83			乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、亀山市	経営管理権に基づき乙 が経営管理を行うために		経営管理 権の設定
2	亀山市加太中在家家並田	7696		山林	0.1719				7. # D 4. 5	20年	森林整備計画に基づき、存続期間中に、間伐を1回以	要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の	の支払いは行わない。	添図面のと
3	亀山市加太中在家家並田	7699	2037-7-46~48	山林	0.2082	0.96	ヒノキ	98	公告日から	令和27年3月31日	上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権者が提	よる収益は乙のものとす	ただし、経営管理実施権が	おり。
4	亀山市加太中在家家並田	7704	]	山林	0.6733						は、経営官理美施権有が提 示した企画提案書に基づい て、森林整備を行うものとす	る。 ただし、経営管理実施 権が設定された場合、経	設定された場合は、木材の 販売収入額が	
5					下分	台					る。 乙は、市有林と同程度の	営管理実施権者が経営 管理実施権配分計画に	確定後、経営 管理実施権者	
6					\ \ \ \	\ I					回数、林道等から目視に よって判断できる限りで気象	添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。	て速やかに支	
7											害等の確認を行う。ただし、 経営管理実施権が設定され		払いを行うも のとする。	
8											る場合は、経営管理実施権 者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地	控除した額が経営管理実		
9											の状態をよく把握検討した 上で、水源涵養・山腹崩壊	た甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とす		
10											等の災害リスクや生物多様 性に配慮しながら実施する	<b>a</b> .		
11											ものとする。			
12														
13														
14														
15														

		乙が経	営管理権の設定	を受ける	森林(A)				経営管理権		 D権原者		
番号	所在	地番	林小班	地目	面積	(ha)	現況樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1				以下	余白								
2					/J\ II								
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
	画に同意する。								요니.+++ mrc>>프바				
	権利の設定を受ける	る市町村	(乙)				住 所		亀山市本丸町577番地				
							氏 名		亀山市長 櫻井 義之				

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

(1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

住 所

- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林 所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

」														
整理番号	集 6-25	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)			(名称) 亀山市長 櫻井 義之					(所在地)	亀山市本丸町577番地			
番号	未 0-25	経営管理	理権を設定する森林 所有者(甲)	(氏名又は名称)					(住所又は所在地)					
	•	乙が経	営管理権の設定	を受ける	森林(A)							木材の販売による収益	フが田に会	
番号	所在	地番	林小班	地目	面積	į(ha)	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の 存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容	から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲 に支払われるべき金銭 の額の算定方法	銭を又払う   べき時期、	備考
1	亀山市加太中在家髙塚	7513-15	2037-7-206	山林	0.0727	0.17 スギ・ヒノキ	フギュレノキ	83	公告日から	20年	乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、亀山市	経営管理権に基づき乙 が経営管理を行うために		経営管理 権の設定
2	亀山市加太中在家髙塚	7517	2037-7-200	山林	0.037		03	65 公吉日から	令和27年3月31日	森林整備計画に基づき、存 続期間中に、間伐を1回以 上実施する。ただし、経営管	要した経費は乙が負担 し、乙が実施する間伐の 結果生じた木材の販売に	の支払いは行 わない。 ただし、経営	添図面のと	
3					Ţ	以下:	余白				工美施する。ただし、経営官  理実施権が設定される場合  は、経営管理実施権者が提	よる収益は乙のものとす	だだし、経営 管理実施権が 設定された場	あり。
4											示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとす	ただし、経営管理実施	合は、木材の販売収入額が	
5											る。 こは、市有林と同程度の	営管理実施権者が経営 管理実施権配分計画に	確定後、経営 管理実施権者	
6											回数、林道等から目視に よって判断できる限りで気象	添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。	て速やかに支	
7											害等の確認を行う。ただし、 経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権		払いを行うも のとする。	
8											者が確認を行うものとする。	控除した額が経営管理実		
9											の状態をよく把握検討した上で、水源涵養・山腹崩壊	た甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とす		
10											等の災害リスクや生物多様  性に配慮しながら実施する	<b>ే</b> .		
11											ものとする。			
12														
13														
14														
15														

		乙が経	営管理権の設定	を受ける	森林(A)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者						
番号	所在	地番	林小班	地目	面積	面積(ha)		現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考		
1				以下	余白										
2					/J\ II										
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
	画に同意する。								요니.+++ mrc>>프바						
	権利の設定を受ける	る市町村	(乙)				住 所		亀山市本丸町577番地						
氏							氏 名		亀山市長 櫻井 義之						

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

(1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

住 所

- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林 所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

	ייד	- 74													
整理番号	任	<b>E</b> 6.06	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)			(名称) 亀山市長 櫻井 義之					(所在地) 亀山市本丸町577番地				
番号	集	集 6-26	経営管理	里権を設定する森村 所有者(甲)	(氏名又は名称)					(住所又は所在地)					
	乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												木材の販売による収益	乙が甲に金	
番号		所在	地番	林小班	地目	面積(ha)		現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の 存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容	から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭の額の算定方法	銭を支払うべき時期、	備考
1	亀山	山市加太中在家笹平	7595-5	2038-7-42	山林	0.2105	0.31	ヒノキ	93	公告日から	20年 令和27年3月31日	乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、亀山市	経営管理権に基づき乙 が経営管理を行うために		経営管理 権の設定
2					7下:	余白						森林整備計画に基づき、存 続期間中に、間伐を1回以	要した経費は乙が負担し、乙が実施する間伐の	の支払いは行 わない。	添図面のと
3						<u>//\                                   </u>	<del>_</del>					上実施する。ただし、経営管理実施権が設定される場合	よる収益は乙のものとす	ただし、経営管理実施権が	おり。
4												は、経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林整備を行うものとす	る。 ただし、経営管理実施 権が設定された場合、経	設定された場合は、木材の 販売収入額が	
5												る。  乙は、市有林と同程度の	営管理実施権者が経営	確定後、経営管理実施権者	
6												回数、林道等から目視に よって判断できる限りで気象	添付された利益の見積額を甲に支払うものとする。	から甲に対し て速やかに支	
7												害等の確認を行う。ただし、 経営管理実施権が設定される場合は、経営管理実施権		払いを行うも のとする。	
8												る場合は、経営管理美心権者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地	控除した額が経営管理実		
9												の状態をよく把握検討した 上で、水源涵養・山腹崩壊	た甲に支払う見積額を上回る場合は、その額とす		
10												等の災害リスクや生物多様 性に配慮しながら実施する	<b>a</b> .		
11												ものとする。			
12															
13															
14															
15															

		乙が経	営管理権の設定	を受ける	森林(A)				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者						
番号	所在	地番	林小班	地目	面積	面積(ha)		現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考		
1				以下	余白										
2					/J\ II										
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
	画に同意する。								요니.+++ mrc>>프바						
	権利の設定を受ける	る市町村	(乙)				住 所		鲁山市本丸町577番地						
氏							氏 名		亀山市長 櫻井 義之						

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

(1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

住 所

- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林 所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は場合に応じて左側に登記面積、右側に実測面積を併記する。

#### 2 共涌事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお収益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

#### (2)受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

#### (3)経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4)経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5)租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6)経営管理権の設定等の条件
- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② スは、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、この同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7)森林への立入り及び施設の利用等
- ① 乙は、(1)、(13)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路線その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は当該設置された施設の維持管理 を行うものとする。

#### (8)甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、乙(経営管理実施権が設定された時には、経営管理実施権者)が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

#### (9)災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (10)損害の賠償
- (1) 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の青めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (11)経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲とことの間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (12)甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙 に申し出るものとする。
- (13)経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。 なお、乙は経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

#### (14)その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。